

議案第9号

専決処分の承認を求めることについて

平成21年度北本市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年2月23日 提出

北本市長 石津賢治

専 決 処 分 書

平成21年度北本市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成22年2月3日

北本市長 石 津 賢 治

平成21年度北本市一般会計補正予算（第9号）

平成21年度北本市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,358千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,403,689千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成22年2月3日 専決処分

北本市長 石津賢治

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
19 諸収入			368,738	27,358	396,096
		4 受託事業収入	8,593	27,358	35,951
歳入		合 計	17,376,331	27,358	17,403,689

(単位 千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費			2,427,799	27,358	2,455,157
		5 社会教育費	754,654	27,358	782,012
歳出		合 計	17,376,331	27,358	17,403,689

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	5 社 会 教 育 費	諏訪山北遺跡発掘調査事業	20,450